

◎医療費控除に関する注意点

確認書の交付が受けられない場合でも、以下のすべての条件を満たす方は、医師が作成した「おむつ使用証明書」を税務署に提出することにより、医療費控除を受けることができます。

①「所得税を課税（源泉徴収等）されている方」又は「その方と生計を一にする親族（同居・別居を問いません）」が大人用おむつを使用していること。

②①の方の医療費（おむつ代を含む）が、健康保険や生命保険等で補填された金額を除き、年 10 万円を超過（注）していること。

（注）所得が 200 万円未満の方は、所得の合計額の 5%を超えていること

（注）使用した金額を証明するため領収書が必要です

③おむつを利用されている方が、医師の診断により以下の両方に該当していること

- ・傷病によりおおむね 6 か月以上にわたり寝たきり状態にあると認められること。
- ・当該傷病について医師による診療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められること。（証明書の手数料については、医療機関にお問い合わせ下さい。）

※ 詳しくは、市民税課にお問い合わせください。